

## 特 集

# 核兵器禁止条約と「ヒロシマ」

広島大学平和センター センター長 川 野 徳 幸

今回の連続セミナーでお話しする機会をいただき、ありがとうございます。第1回目の高原孝生先生は、核兵器禁止条約発効の意義について話をされました。第2回目の吉田文彦先生は、核兵器禁止条約に至る経緯の概要をお話しいただいたと理解しています。きょうは第3回目になりますが、私からは、「ヒロシマ」という視点で皆さまにお話ししたいと思います。

「ヒロシマ」はこれまで何をしてきて、今後、何をしていくのか。「ヒロシマ」はなぜ核兵器禁止条約を支持するのか、なぜ核なき世界を標榜してきたのか、あるいは標榜するのか、そもそも「ヒロシマ」とは何なのか、さらには「ヒロシマ」の平和とは何なのか、「ヒロシマ」の平和、そして被爆者の平和とは何なのかについてお話し、「ヒロシマ」の平和の基盤となった被爆体験とは何かという話をします。

私の学問的なバックグラウンドはかなり複雑で、もともとは社会学から出発し、それ以降に広島大学の原爆放射線医科学研究所（原医研）に助手で採用され、原爆被ばく研究を看板としています。原爆、あるいは被ばくの被害を理解するためには、医科学的な知見が不可欠だということで、大学院医歯薬学総合研究科に再入学しました。その期間も合わせ、原医研に8年ほど在籍しました。社会医学的な視点、あるいは疫学的な視点、あるいは社会学的な視点から、原爆の被害や、セミパラチンスク、チェルノブイリの被害の研究をしています。

今回の連続セミナーでは「核兵器禁止条約締約国会議に向けての課題」とい

う副題を設けられていますが、それは取りも直さず「ヒロシマ」の課題であり、当然、「ナガサキ」の課題であり、さらには日本の課題という大きなものになると思います。我々はそれにどのように対峙していくのか、何をしていくのか、そして最後に「ヒロシマ」の課題という視点で話したいと思います。

ご承知のように、2020年10月24日に核兵器禁止条約の批准国が50カ国となり、2021年1月22日に発効を迎えました。広島では2020年10月25日に核兵器禁止条約の成立を祝うさまざまなイベントがありました。10月25日は奇しくも原爆の子の像のモデルとなった佐々木禎子さんの命日ということもあり、「ヒロシマ」では大きな盛り上がりを見せました。

核兵器禁止条約は、2017年7月に国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成により採択されました。条約採択を大きく推進した「核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)」がこの年のノーベル平和賞を受賞しています。そこで被爆者を代表し、カナダ在住のサーロー節子さんが演説されたのは、記憶に新しいところだと思います。

## 「ヒロシマ」とは何か

「ヒロシマ」は核兵器禁止条約を強く支持をしています。その「ヒロシマ」とは何なのかというところから、きょうの話を始めたいと思います。広島は戦前は軍都でした。であると同時に教育に力を注いでいた都市でもあります。広島の呼称は、旧字体の「廣島」から新字体の「広島」になり、片仮名の「ヒロシマ」になります。最近では、英語のつづりの“Hiroshima”を使っている場合も多いようです。

この片仮名の「ヒロシマ」はいつ生まれたのか。1946年、有名な原爆詩人である峠三吉が「ヒロシマ」という単語を使ったり、平和運動家でもある牧師の谷本清が「ヒロシマ」という単語を使ったり、あるいはジョン・ハーシーが「ニューヨーカー」で「Hiroshima」を発行し、その翻訳版が「ヒロシマ」でした。そのような形で、「ヒロシマ」が徐々に広がりを見せていきました。市民の間で「ヒロシマ」が共有されるようになったのは、やはり平和宣言からだ

と考えます。平和宣言では、1969年に「ヒロシマ」を初めて使っています。

この「ヒロシマ」表記誕生のプロセスをまとめると、このようになると思います。日本国内で諸外国からの支援、平和運動を紹介する際に、「ヒロシマ」という表記を多用する傾向がありました。そのようなことが、片仮名の「ヒロシマ」を使うようになった、一つの大きな契機だと言えると思います。

1969年の平和宣言の中で、「ヒロシマ」を初めて使ったのは山田市長ですが、「この地球上に『ヒロシマ』を繰り返さない」という使い方をしました。ここでの「ヒロシマ」は取りも直さず原爆被害を表しています。同時に平和宣言では、「ヒロシマの心」という使い方をされています。「ヒロシマの心」は何かというと、核兵器廃絶、戦争放棄の訴え、世界平和の希求という意味を成しています。特に1970年代には平和宣言の中で「ヒロシマの心」という単語がよく使われましたが、その内実としてはこのようなことが言えます。

私のゼミにいた学生が、修士論文以降、ずっと取り組んでいたテーマです。平和宣言で使われている単語を統計学的に分析してみると、核廃絶の担い手という意味での「ヒロシマ」という使い方もされるし、あるいは原爆被害そのもの、あるいは核廃絶、戦争放棄という意味合いで「ヒロシマ」が使われています。

これをまとめると、このようなことになります。平和の実質、内容としては核兵器の廃絶、戦争の不在で、これらを象徴的に表すのが「ヒロシマ」です。ご承知のように、平和宣言では被爆者援護が必ず触れられています。核廃絶と援護の拡充・拡大、国家補償とが被爆者の平和運動の両輪とも言われています。さらには、平和を推進する「ヒロシマ」でありたいということも、先ほどの分析からは分かります。

広島での平和観と被爆者の平和観を比べてみると、かなりの部分が重複することが分かっています。それはある意味では自明で、濱井信三市長（在任：1947-1955、1959-1967）や荒木武市長（在任：1975-1991）は自身も被爆者であり、それ以降の市長は原爆体験を平和宣言の中に積極的に取り入れています。平岡敬市長（在任：1991-1999）も、原爆被爆者の思いは宣言の中に取り入れるように心掛けたと言っています。現在の松井一實市長も同様です。実は

私自身が平和宣言の懇談会の委員でもあるので、どのような議論をしているかというのは詳しく話せませんが、このような傾向は今後も変わらないと思います。つまり広島のパラ観、被爆者のパラ観とは何かというと、この「ヒロシマ」を基盤にしていると指摘できると思います。

## 被爆者のパラ観

続いて、2005年4月に朝日新聞社、広島大学、長崎大学が共同で実施した被爆60年アンケート調査のデータを基に分析した被爆者のパラ観について紹介します。被爆者を対象とした調査は、継続的に行われてきました。最初の大掛かりな調査として、1965年に旧厚生省が調査をしています。日本原水爆被害者団体協議会による調査も行われており、さらに2005年頃から新聞社が大規模調査を始めました。

この2005年の調査は約4万人を対象に実施され、アンケート回答者総数は約1万3000人、証言を書いた回答者は約6700人です。

被爆60年アンケート調査の自由記述式の回答の中での単語の出現頻度をわかり、これをクラスター分析で分類化すると大きな4つのグループが形成されます。2つは身内に関する被爆体験や自身の被爆体験、あるいは思いに関わるメッセージの部分ですが、1番の枠には、平和や核、核兵器、絶対、世界という単語が集約しています。これをまとめると、核、核兵器のない世界、世界平和を希求することが明らかになります。周辺的な部分もたくさんありますが、被爆者のパラ観の核心的な部分に「核なき世界」があることが統計学的にも言えると思います。

核心部分が核なき世界であることは間違いありませんが、それ以外の周辺部分はどこまで広がっていくのか。当然、恨み、つらみなど、核なき世界以外のさまざまな思いもあるわけで、それについては後ほど、触れたいと思います。

被爆者の認識構造、あるいは被爆者像を先ほど示した多次元尺度法で見ると、原爆体験というグループがあり、「思い」の部分があります。「思い」の部分の核心的な部分は、核廃絶による世界の平和であると指摘できると思いま

す。

少し注意しなければいけないのは、我々がこのようなアンケート調査をするとき、自治体あるいは厚生労働省が管轄している全被爆者のデータの住所から全員に送付をし、アンケートを回収しているわけではないということです。その点をご承知おきください。被爆者団体、特に日本原水爆被害者団体協議会に関わっている人を対象に主に行っています。

こうした分析から被爆者像を考えると、女性の方が肉親にまつわる被爆体験により重点を置く傾向があること、男性の方が核兵器廃絶による平和を志向する傾向が強いことがわかってきました。また、メッセージや思いから分析すると、よくいわれている「怒りの広島」や「祈りの長崎」という傾向は認められないなど、いろいろなことが分かりました。

「ヒロシマ」を形成した、あるいは「ヒロシマ」という思想の基盤にある被爆体験をどのようにとらえればよいのでしょうか。被爆体験というと、「ヒロシマ」、「ナガサキ」の場合はいくつかに分けられます。まずはあの日のこと、そしてその後のことと、大きく分けるとその二つになります。もう一つ、われわれが検証していかなければならないことの一つに、被爆者がこれまでどのようなことを思ってきたのか、どのようなことを願っているのかということも含めて、被爆体験と考えた方がいいと私自身は考えています。

被爆者には複雑な思いがあり、投下に対する恨みやつらみも当然あります。あるいは、原爆投下に対する責任論も当然考えています。結論的に言えば、このような感情と共存をしながら、あるいはそれを乗り越え、あるいはそれを押し殺してということかもしれませんが、核なき世界を目指すという大きなフラッグを立てたのが被爆者であると私は考えています。

原爆体験とは何か、被爆体験とは何か、言葉を換えれば原爆被害とは何か、被爆被害とは何かということですが、あの日から現在まで継続する原爆、被爆による身体的、精神的、社会的被害の総称であると私は考えています。

## 原爆被害について

医科学的なことも分からなければ原爆被害の全体像は見えてきません。それが、私が医歯薬学総合研究科に入り直した最大の理由です。原爆被害は、「いのち」、「くらし」、「こころ」という各領域の被害と相互に深く関連し合っています。

1945年8月6日の広島、9日の長崎から、1945年の末までを医学的には3期に分けています。第1期では、最初の2週間を急性症状、第2期での亜急性症状、合併症状と呼んでいます。それを乗り越えられた方々は、第3期の回復症状に向かいます。

第1期の症状としては、爆発時の熱傷や爆風による障害、放射線による放射能障害が起き、その結果、悪心、嘔吐、倦怠感、発熱、下痢などを発症します。被爆後30分ないし3時間で嘔吐が始まるという症状が見られます。第2期の亜急性症状では、放射線の影響と考えられる脱毛等が発症します。脱毛というのは恐らく正しい表現ではなく、毛根が根っこから折れてしまうのです。なぜ脱毛が起るかというと、毛根は非常に入れ替わりが激しい細胞なので、放射線の感受性が高いからです。入れ替わりが激しい細胞、若い細胞は放射線の感受性が非常に高いのです。小児の場合は非常に細胞が活性化しているので、成人よりも3倍、4倍、放射線の影響を受けやすいというのも、これと関わりがあります。

第3期を迎えると、回復症状になります。1945年12月末までを第3期と呼びますが、第4期は何かというと、放射線由来のさまざまな疾患が発症します。例えば、いわゆる固形がんといわれている、さまざまな部位にできるがんです。あるいは、血液のがんといわれている白血病等の疾患を起こすリスクが高まります。このようなものを総称して、原爆後障害と呼んでいます。

原爆後障害の特徴としては、一言で言うと、晩発性の放射線障害と言えます。昭和21年（1946年）1月以降の放射線に起因する、放射線が何らかの影響を与えているだろうさまざまな疾患を総称して原爆症といい、それらの発症の可能性を高めるのが後障害の特徴だと言えます。

被ばくの影響はその放射線量によって異なるわけですが、高線量、中線量、低線量の目安は研究者で見解が異なります。広島でいえば、1.2～1.3キロメートルで1シーベルトぐらいの被ばくをすると、その後にある一定の潜伏期を経て、がんが発症するリスクが高まります。例えば、白血病の場合、がん死亡の推定相対危険度が4.92になります。低線量の場合でも繰り返し被ばくすることにより、ある期間を経て影響が出るかもしれません。私がフィールドワークをしているカザフスタンのセミパラチンスクでは、既にそういった研究成果が出ていますし、今後福島などでそのようなことが起こり得るかもしれません。この辺りは、非常に長いスパンで観察をしていく必要があると思います。

放射線はDNAに傷を付け、後障害としてがんを誘発することがあります。人間の染色体は46本あり、この染色体の中にはDNAと核タンパクが複合的に二重らせん構造になっています。この二重らせん構造の2本を切ることを二本鎖切断といいます。二本鎖切断の方が、よりシビアであることは間違いなく、がん化する可能性が高まります。2本を切ってしまう、例えば別の染色体とくっついてしまうことを転座といいます。二重らせん構造の1本だけ切ってしまうものを一本鎖切断といいます。いずれにせよ、修復したり、修復しなかったりします。修復しない場合は、がん化するリスクがより高まります。

二本鎖切断された染色体がそれぞれ間違った修復をしてしまうこと、これを染色体の転座といっていますが、比較的、高線量でこのようなことが起こるだろうとされています。

つまり被ばく者の場合、染色体が放射線により切られ、間違った修復をしてしまい、それが余計なタンパク質を出したり、あるいはタンパク質の欠損を生じたりして、がん化するリスクを高めてしまいます。

これを福島にそのまま当てはめられるかというとなかなか難しいです。高線量の実態というのは、広島、長崎の被爆者のさまざまな疫学データから理解されていますが、ある一定の低線量からはデータを持っていません。ごく単純に考えれば、線量とがんの発生リスクの相関というのは、例えば100ミリシーベルト、200ミリシーベルト以上は分かっていますが、それより下になるとよく分かっていません。それはデータがないからです。もしかすると、ある一定の

線量以下は人体に影響を与えないという説もあります。その辺りの低線量に関して非常に判断が難しいというのも線量に関わる科学の限界でもあると言えると思います。

原爆による身体障害ということで、後障害としてはケロイドや、いわゆる原爆白内障、あるいは小頭症があります。小頭症は、妊娠8から15週齢の体内被ばくをした子どもに発生するリスクが高いといわれています。小頭症の方は現在、10名ぐらいだと私は理解していますが、そのような疾患もあります。あるいは染色体の異常、がん等があります。

こうした医科学的側面だけではなく、心の問題も深刻です。2005年の朝日新聞社の調査では、夢で見る可能性があるかという質問があり、5割以上がよくある、時々あると回答しています。日常生活の中で思い出すかという質問では、4分の3ぐらいがよくある、時々あると回答しています。思い出させるものはさまざまありますが、カメラのフラッシュ、祭りの人波、あるいは2004年12月末に起こったスマトラ島沖地震の津波の跡などの風景や、キュウリの輪切りを見ると原爆を思い出し、フラッシュバックするという証言もありました。

被爆者が被爆体験を語るとき、まず、あの日から始まります。あの日は何かという、彼らが目にした地獄のような光景です。被爆証言等でも地獄という単語を非常に多用しています。1985年の日本原水爆被害者団体協議会の調査では、1,383人が地獄という言葉であの日を表現していました。

2015年の読売新聞社のアンケートでは、思い出すかという質問に対して、朝日新聞調査から10年たってもあまり変わらず、7割以上がやはり思い出すという結果が出ています。同時に健康不安も抱えていて、90パーセント以上の人が何らかの健康不安を感じています。また出産、子や孫の健康に不安を感じることがあるかという質問に関しては、約58パーセントが感じると回答しています。放射線影響研究所が2世の疫学調査を始めていますが、現在のところ、被爆2世と非被爆2世との間に優位ながんの発症など統計学的な差はないという見解です。しかし、被爆者はそう考えていないということです。

同時に、差別の問題もあります。2005年の朝日新聞社の調査では、約2割の方が何らかの差別を受けたことがあると回答しています。その中で一番多いの

は結婚差別です。その時代背景として、2005年なので今から15年以上も前の調査ですが、この年齢層が多いわけです。それは当然で、被爆当時は0歳から14歳なので、結婚適齢期を迎えるのが1950年頃になります。ご承知の方も多いと思いますが、1950年代は第五福竜丸の事件があり、あるいは占領期が終わり、原爆報道が始まっていくわけですが、そのようなものと相まって、結婚差別を助長した可能性もあると考えています。

これをまとめると、被害の特徴としては、放射線被ばくによるがんの発生リスクを負い続け、同時に健康不安があるということになります。そのようなものは視覚では捉えられないというのが、被ばく被害の最大の特徴です。また、差別の問題もあります。医科学的な側面、社会学的な側面、あるいは精神医学的な側面が非常に複雑に絡み合っていることが原爆被害の特徴であると思います。

3つ目の思い、願いについてですが、たいへんに複雑な思いがあるということをお話ししました。投下したアメリカへの憎しみが、今でも恨んでいる人は少なくありません。また責任論にしても、両政府にある、アメリカのみにある、日本のみにあると被爆者の受け止め方は多様です。そうしたことをかえながら、被爆者は核なき世界の切望を持っているということだと思います。

## 被爆体験の継承

長年の平和運動が一つの形として、世界の社会規範となり、核兵器禁止条約として実を結びました。「ヒロシマ」、「ナガサキ」の被爆体験が国際社会にある意味では共有されたということであると思います。しかしながら、被爆者の思いが「日本人」にどこまで共有されているのかは、大きな問いとして自分自身にあります。

「ヒロシマ」の平和に関しては、二つの大きな課題があると思います。一つ目は被爆体験の継承の取り組みです。二つ目が今日のテーマである核兵器禁止条約にどのように向き合うのかということだと思います。継承の問題については、1980年代の中頃から頻繁に議論されるようになりました。例えば平成24年

から、広島市は被爆体験の伝承者養成事業を開始していますし、教育の現場では、例えば私が勤務する広島大学では平成23年度から平和科目を設け、全学選択必修化という、取り組みをはじめました。それ以外にも原爆に関わるさまざまな体験を継承する取り組みがあります。

被爆体験には、あの日のこと、その後のこと、そして被爆者の思いと、大きく分けて3つあると思います。それを全て理解し、継承していくのは非常に困難です。恐らく、今日の私たちは、失われていく記憶に抗っている時代にいるのだと思います。伝言ゲームを考えていただくといいですが、伝言を続けていくと違うものが伝わる、あるいは間違ったものが伝わる場合があります。私たちは失われるものをいかに最小限に抑えていくのか、その努力をしなければいけないと思います。

被爆者の平均年齢は83歳を超えています。広島と長崎の「原爆資料館」、あるいは両市の原爆死没者追悼平和祈念館が証言などを懸命に集めています。それを、どのように次の世代につないでいくのかが大きな課題です。失うものを最小限にする努力とともに、次の世代へどのようにつないでいくのかが、私自身の大きな課題でもあります。

被爆体験の継承を図式化するとこのようになります。第1世代の被爆者は、伝えて、残します。「その後」のことも伝えて、残します。「その後」のことは、先ほど示したように、医科学的な部分も含めて教育が担うところが大きいと考えています。第2世代は市民社会、行政、教育が協働し、取り組んでいきます。これは二つに分けられ、個人、そして市民社会です。この二つは、原爆被害を正しく理解し、そして被爆者の思いを理解します。これが協働することにより、また次の世代につないでいく。これが重要だと思っています。

## 核兵器禁止条約の理想と現実

次に、核兵器禁止条約の理想と現実について考えたいと思います。圧倒的大多数の被爆者が核なき世界の実現を切望していることは、どの調査をしても明らかです。同時に、被爆者の4割以上が、核の傘にある日本政府の立場を許容

し、あるいは諦めています。そこに大きなジレンマがあるのだと思います。

昨年から実施している学生アンケートでは、多くが抑止論は機能すると回答しています。その一方で、7割以上の国民が核兵器禁止条約も支持しています。核なき世界という理想は国際法の視点でいえば正義ということになるかもしれませんが。それと現実との間には大きな乖離があり、この矛盾をどのように乗り越え、克服していくのかということが、私たち、特に「ヒロシマ」あるいは「ナガサキ」の大きな課題だと考えています。

アンケート調査などから見えてくるのは、核廃絶を願い、核の傘は被爆国としてふさわしくないし、不満ではあるけれどもやむを得ないとする人も多いということです。また、2020年7月の学生アンケート調査では、約4割の学生が核兵器禁止条約を知らないと回答しています。私はこれが一番の問題だと思います。まずはしっかり理解してもらうことが必要ですし、私たちも教育の場で、知ってもらう、学習してもらう場をしっかり確保すべきなのだと思います。

アンケートでは、「核のない世界をめざす」といいながら核兵器禁止条約に批准していない日本の対応は矛盾していると答え、核兵器禁止条約に期待している、核兵器をなくすべきだと回答する人が圧倒的に多いことを示しています。ところが抑止論について尋ねると、抑止は効いていると答え、今後核兵器は使われる可能性があるかと聞かれれば、あると答える人も多い。この日本人の意識をどうとらえるべきなのか、しっかりと検討すべきであると思います。

核兵器禁止条約発効後の次なるステージについては様々な議論があると思います。核保有国が参加しない核兵器禁止条約では核軍縮への有効性は期待できないとするのが日本政府の見解です。これに対して、条約に加盟するのであれば核の傘に依存することは道義的に矛盾しているから、核なき日米安全保障体制へと変容していくべきであるという見解もあります。また、オブザーバー参加をした方がいいということや、核兵器禁止条約に入り、署名してもいいが、自衛力もセットだという議論もあります。核兵器禁止への署名・批准の問題が常に日米安全保障体制、抑止論、自衛力強化とセットで議論され続けるのかということも考え直す必要があるのではないのでしょうか。

被爆体験を国内外に発信していくために、被爆者自身が発信することは可能

ですが、被爆者は83歳を超えています。被爆体験の継承の在り方、そして継承したものを次の世代にどのようにつないでいくのか、国内外で被爆体験が共有されているのか、していないのか。さらに共有されることによって、足元の日本国を動かすことも可能になるかもしれません。

「被爆地が被爆国を動かす」と中国新聞社のある記者が言いましたが、そのような作業をしなくてはいけないし、努力をしなくてははいけません。さらには、広島市が平和文化という視点でよく議論していますが、平和の担い手としての市民社会を形成していくという取り組みもまた重要です。

そして、繰り返しになりますが、日米安全保障体制、核の傘という問題にどのように対峙し、抑止論を乗り越えていくか、「ヒロシマ」、「ナガサキ」の覚悟もさらに問われます。何に対する覚悟か。「ヒロシマ」、「ナガサキ」が意図しない結果、つまり核兵器禁止条約の批准に賛同を得られない世論が形成される可能性を踏まえて議論する覚悟です。それでも核なき世界を標榜し続ける「ヒロシマ」、「ナガサキ」でありたいというのは、研究者というよりは、広島に長く住む一人の人間としての思いでもあります。

## 討論：中山雅司教授（創価大学法学部）

川野先生から、科学者の立場から、原爆被害の実態を詳細に教えていただきました。また、被爆者へのアンケート調査のデータ等も紹介いただき、大変、勉強になりました。ありがとうございます。今回の連続セミナーのテーマと本日の川野先生のお話を受けての私の問題意識は、SDGs と核兵器禁止条約と「ヒロシマ」の三つをつなぐものは何かということです。

私からは、人類の生存に対する脅威としての核兵器、そして被爆者による核廃絶運動の意義、核問題の本質についての私見を述べたうえで、川野先生へ質問させていただきます。

まず、SDGsの根底にある理念、すなわち「誰一人取り残さない」という理念がSDGsには貫かれていることを確認しておきたいと思います。そして、SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくという国際目

標であるということです。このSDGsの理念は私も研究をしている、まさに「人間の安全保障」という理念と合致していると考えています。

人間の安全保障は1994年に国連開発計画（UNDP）が発表した報告書の中で提唱された概念です。「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現する」ということで、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の2本柱で構成されています。その淵源は、1941年のアメリカのルーズベルト大統領の四つの自由にあり、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」はその中に既に含まれていました。また、日本国憲法前文にも同様の表現が出てきます。日本国憲法の根底にあるのも人間の安全保障の理念だと言っても過言ではないと考えています。

その人間の安全保障が目標とする価値は、命であり、生活であり、尊厳です。人権の中でも中核的な価値であり、譲れない価値です。これを誰一人取り残さず、享受できる社会をつくっていくことが大切であると考えます。

ここで、人類の生存に対する現在の脅威は何かを考えたいと思います。グローバルイシューはたくさんありますが、その中でも生命や生存、尊厳を脅かす喫緊の課題を三つ挙げるとすれば、まず、新型コロナウイルス感染症をあげられると思います。これはまさに人間の生存そのものを脅かすものといえるでしょう。それから地球温暖化をはじめとした気候変動の問題があります。これも人間の生存そのものに関わります。そしてもう一つが核兵器の問題だと思っています。

『原子力科学者会報』（Bulletin of the Atomic Scientists）に掲載されている終末時計をご存じの方も多いと思いますが、夜中の0時を地球の破滅の時とした場合、現在の世界は破滅から何分前にあるのかということを示す時計です。現在、残り100秒ということで、これは終末時計が表示されて以来、最短の数字です。すなわち、それほど核を巡る状況は厳しいのだとあらためて認識する必要があると思います。

こうした時代に生きる私たちはあらためて「ヒロシマ」に立ち返る必要があると思います。なぜならば、「ヒロシマ」、「ナガサキ」への原爆投下は人類の歴史の中で一線を画する核時代の始まりを告げた事件であったからです。核兵

器は単なる兵器ではなく、種の絶滅を招くという点で、異質な兵器、特別な兵器、究極の殺戮兵器であるという認識が大事だと思います。

川野先生のお話の中で、現在の広島での平和観は被爆者の平和観を基底にしていて、それが「ヒロシマ」という片仮名表記になっていること。「ヒロシマ」という思想の基盤にあるのは被爆体験であること。そして、被爆者のメッセージは核のない平和な世界であること。これらの点が重要だと私は受け止めました。

被害の実相を知り、その痛みを分かちあうことがない限り、いわゆる国家レベルの安全保障論に終始してしまうと思います。核兵器がいかに非人道的であるかを直視しなければならないというメッセージが被爆者、また「ヒロシマ」の意味であると思います。

このような被爆者の思いが人道的アプローチとなり、今回の核兵器禁止条約に結びついていったと言ってよいと思います。2013年から2014年にかけて、核兵器の人道的影響に関する国際会議が開かれ、それを受けて国連で、2017年に核兵器禁止条約が採択されたわけです。すなわち国家レベルあるいは安全保障のレベルではなく、人道の観点からアプローチするという手法が成功したと言ってよいと思います。その源流は、1996年の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に見ることができます。この中で、初めてICJが核兵器の威嚇または使用は国際法に一般的に違反すると述べました。国際人道法の中にある核兵器のもつ無差別性、そしてそれがもたらす不必要な苦痛、これは先ほど話のあった、長く続く原爆後障害等を指していますが、これを根拠に違法ということを導き出しました。このような流れの中で、被害者の願いの結晶としての核兵器禁止条約がついに誕生したわけです。

それは条約の前文に、まさに「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認しがたい苦しみと害に留意し」という言葉にも表れています。しかし残念ながら、わが国はまだ署名、批准はしていません。

また、被爆者による核廃絶運動はボトムアップと連帯による秩序形成のモデルだと思います。被爆者から市民、NGOを動かし、それらが連帯を図り、国

家を動かして、今回の核兵器禁止条約の締結に至りました。また、ICJの勧告的意見も、法律家や医師などからなるNGOによるいわゆる世界法廷プロジェクトが発端となって問題が国連総会の場に持ち込まれ、ICJを通して勧告的意見として結晶しました。このような新しい形での国際法の形成が見られることも大事だと思います。

そのような意味で、市民社会の役割についても、核兵器禁止条約は前文でこのようにいっています。核廃絶のために、「国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他国際的な及び地域的な機関、非政府機関、宗教指導者、議会の議員、学者並びに被爆者が行っている努力を認識して」という言葉で表現されています。まさに非保有国と市民社会が連携してつくられたのが、今回の核兵器禁止条約だと言ってよいと思います。

交渉会議参加国も被爆者とそれに連帯する市民社会の力なくして、この日を迎えることはできなかったと言っています。また、南アフリカ共和国の代表は、条約に賛成しないことは被爆者の頬を平手でたたくようなものだと言ったそうです。これは交渉会議に参加した人から直接聞いた言葉です。

核兵器禁止条約を巡る、交渉に参加した124カ国と参加しなかった核保有国及びその傘の下にある国々（その中に日本も入りますが）という対立は、抑止論や国家の安全保障にこだわる価値観に立つか、人権や人道、そして人間の安全保障という価値観に立つかという構図として描けるのではないかと考えています。すなわち、交渉会議に参加した非保有国は核兵器禁止条約をまずは成立させるべきであるというのに対し、保有国および核の傘の国は、ステップ・バイ・ステップ・アプローチということで、拙速に進めることは逆効果であると主張するわけです。

私は核兵器禁止条約とステップ・バイ・ステップ・アプローチは決して矛盾しないと思います。なぜならば、最終目標は廃絶だとしても、そのためには当然、ステップ・バイ・ステップで進めていくしかないわけです。また、核保有国などは核兵器禁止条約とNPTは両立しないと批判しますが、決してそうではないと思います。なぜなら、NPTも究極的には核のない世界を目指すものであるからです。しかし、保有国がNPT条約第6条に規定された核軍縮義務

を十分に果たしていない現状への不満から核兵器禁止条約ができたわけです。したがって、核をめぐる双方の立場の違いは、核兵器の違法性を明確に示すか否か、そして、いつまでに廃絶するのかという明確なゴールを示すか、示さないかという点での違いであるとも言えると思います。

核兵器禁止条約はようやくスタート地点に立った段階ですが、条約によって核の違法性が示されたことで、核兵器は悪であるという烙印を押す大きなツールになる可能性があります。その意味では、投資家が核関連企業への投資について控えたり、金融機関などがそのような企業への融資から手を引くという動きにもつながる可能性があると思います。

核問題の本質とは何か。このことについて、創価教育創始者の一人である戸田城聖先生によるいわゆる「原水爆禁止宣言」から考えたいと思います。

戸田先生は、「私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたい」、「いざこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきである」、「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております」と述べられました。

この宣言から以下のメッセージを読み取ることができると思います。第一に、核兵器は必要悪ではなく、絶対悪であるという思想です。第二に、核のない平和な世界に生きるとは人権であり、人間の権利であるということ、すなわち、人権としての平和、あるいは平和的生存権の思想です。第三に、核問題の本質は人間の中にあるという重要なメッセージです。すなわち、人間が造ったものであるということは、逆に、人間によって廃絶もできるというメッセージでもあります。

最初に示した感染症や気候変動は、もちろん人間の営みによってもたらされたとも言えますが、ある意味で自然現象の側面も有しています。しかし、核兵器は明らかに人為的なものであり、近代以降の科学万能主義による弊害の究極が核兵器であるとも言えます。であるがゆえに、人間次第で廃絶も可能であると思います。

最後に、1955年のラッセル・アインシュタイン宣言を引用して、終わりにしたいと思います。「私たちは、人類として、人類に向かって訴える。あなたが

たの人間性を心に止め、そしてその他のことを忘れよ、と。もしそれができるならば、道は新しい楽園へむかってひらけている。もしできないならば、あなたがたのまえには全面的な死の危険が横たわっている」と述べています。この人間性を決して忘れない、これを呼び起こすということが、核のない世界を築く上で重要だと思います。そのような意味では、「ヒロシマ」の歩みには、人間性を忘れるなというラッセル・アインシュタイン宣言の精神が深く息づいていると言ってよいと思います。

さて、以上をふまえて、私から川野先生にお伺いしたいことですが、一つは、被爆者の4割以上が核の傘にある日本政府の立場を許容、あるいは諦めているというデータをどう評価されているのか、そして、核兵器禁止条約の批准を拒む政府の立場と「ヒロシマ」の思いのギャップを埋めていく現実的な対応としてどのようなことが考えられるか、また、「ヒロシマ」、「ナガサキ」の覚悟とはどのようなことか、あらためてお聞きできればと思います。

また、日米安全保障体制を維持した上で核兵器禁止条約に参加することは可能か否か、被爆者の方の高齢化が進む中での被爆体験の継承の在り方、核兵器のない世界を実現するために科学者の果たす役割についてもご教示いただければ幸いです。

## コメント・質問への応答：川野徳幸教授

中山先生、たいへん有益なコメント、ありがとうございます。中山先生が指摘された「ヒロシマ」、「ナガサキ」の教訓という視点は非常に重要だと思いました。私たちは歴史の中で、さまざまな教訓を得ていますが、「ヒロシマ」、「ナガサキ」は、今後、どのような教訓を残していくのかということを考え、次の世代につないでいく必要があると思います。それはチェルノブイリもそうですし、あるいはセミパラチンスクもそうです。それらから私たちは何を教訓として得るのかということ、私たちは真剣に考えなければいけないといつも思っています。

ギャップを乗り越えていく方法と覚悟の話ですが、「ヒロシマ」、「ナガサキ」

の覚悟とは、例えば、二つしかない選択肢、日本人の大方が「核兵器禁止条約に賛成し、核なき世界にも共感し、賛成している」ということと「日米安全保障体制も重視し、核抑止も機能していると考えている」という二極だけで議論し、どちらかの踏み絵を踏むことを求めた場合に、日本人がどのような選択をするのか、正直、分かりません。それでもなお、「ヒロシマ」、「ナガサキ」は核なき世界を訴え続けるのかということです。私個人は、原爆被ばく研究を標榜する研究者としてその被害の実態を学術的に伝えていくことが使命だと思っています。

たくさんのご質問をいただき、ありがとうございました。これだけ質問が出るようなことが今後も続けば、市民社会はある程度は醸成していくと思います。「ヒロシマ」・「ナガサキ」の大きな課題の一つは、「ヒロシマ」・「ナガサキ」が、広島と長崎にとどめられていることです。ICANの川崎哲さんと、東京で「ヒロシマ」・「ナガサキ」はどこまで理解されているのかについてよく話します。広島や長崎では、毎日、新聞やテレビに、何らかの被爆者の話が出てきたり、原爆に関わること、核兵器禁止条約にかかわることが報じられます。ところが、東京ではそうではありません。「ヒロシマ」・「ナガサキ」をいかに共有してもらおうかというのが、「ヒロシマ」の大きな課題です。繰り返しになりますが、「ヒロシマ」・「ナガサキ」が核兵器禁止条約と日米安全保障体制／核の傘という二極で議論を進めて行くと、恐らく「ヒロシマ」・「ナガサキ」が望まないようなことさえもあり得るという覚悟を持つという意味で、私は覚悟と言いました。そのようにならないためにも、被爆体験は広く日本の市民社会に、そして世界の市民社会に共有されるべきだと思います。